

17 武田家定書

天正4年(1576年)2月25日

武田勝頼が、長根(現高崎市吉井町長根)小幡氏家臣の人質交換を命じた文書です。小幡孫十郎の家臣金澤氏から人質に出した女子が成人したので帰郷させてほしいとの訴えがあったため、勝頼は孫十郎が代わりの人質を出して補うことで了承しています。差出人は勝頼の側近として台頭した跡部大炊助勝資ですが、文言や朱印から勝頼の命令であったことがわかります。受取人の小宮山丹後守虎高は、武田家家臣として上野国に在番し、上野国の在地領主に指示を出す立場にあった人物です。

青野一枝家文書 P09805 No.1



【17】 武田家定書

(P09805 青野一枝家文書 No.1)

〔読み下し文〕

定

小幡孫十郎被官金澤、人質として女子を召し置かるるの処、成人につき帰郷の儀、御訴訟に及び候、然れども孫十郎の人質を以て補すべきの旨、申し上げらるるの条、御領掌に候、随つて金澤人質女子の替として、賀の第十一歳の男子之を請け取り、異議無く女子を在所へ返さるべきの旨、仰せ出さるる者なり、仍つて件の如し

天正四丙子年 跡部大炊助これを奉る

二月廿五日

小宮山丹後守殿